

第31回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 7年12月25日(木) 午後 4時00分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 7年12月25日(木) 午後 4時00分
2. 閉会時間 令和 7年12月25日(木) 午後 4時17分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 14名
1番 北浦 守金 4番 稲田 勝 5番 水本 正一郎
6番 林田 靖仁 7番 田浦 秀子 8番 尾崎 栄
10番 入江 敏昭 11番 森本 勝也 12番 米田 公明
13番 北尾 健一郎 14番 祐田 久男 17番 金子 利範
18番 廣瀬 光徳 19番 村里 枝美子
5. 欠席委員者の数 5名
2番 田上 豊 3番 森 浩則 9番 松崎 慎太郎
15番 林田 了星 16番 太田 武春
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 2名
杉谷 酒井 和 久原 森崎 誠一
7. 報告事項
報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
報告第2号 使用貸借解約通知書について
8. 議案
第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第3号議案 農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議について

午後 4時17分開会

議長

ただ今より、第31回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、…番 …… 委員、…番 …… 委員、…番 …… 委員、…番 …… 委員、
…番 …… 委員は、所要のため欠席と連絡がっております。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しており

ますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから2ページに記載のとおりで、8件 13筆 14, 165平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集3ページに記載のとおりで、1件 1筆 1, 38平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 262平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、4,434.5平方メートルで、農機具は、トラクター 2台、管理機 3台 を所有しており、許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

（…… 委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は、46年の農作業暦があります。

家族3人で農業を営み、人参・大根・白菜等を作付けし、自宅から車で5分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、1番に記載のとおりで申請地624平方メートルを譲り受け、木造平屋建の貸家3棟を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外となっており、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断され、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

（…… 委員）

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側、南側、は道路、西側は農地となっています。

現状のまま利用し、雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、2番に記載のとおりで申請地499平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外となっており、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断され、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側、南側、西側は農地となっています。

現状のまま利用し、雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、3番に記載のとおりで申請地203平方メートルを借り受け、一時的な現場事務所用地として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外となっており、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外、3年以内の一時的な転用であって、かつ当該利用目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められることから、農地法第5条第1項の許可の対象となるため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、北側は道路、東側は農地、南側、西側は道路となって

います。

現状のまま利用し、雨水は水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議について上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……番 …… 委員の退場を求めます。

(…… 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議について説明します。

議案集の6ページから15ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、42件、99筆、114,143平方メートルの農地について、農用地利用集積等促進計画を定めることについて、島原市(農地中間管理機構)から審議依頼があり、承認しようとするものです。

内、1.新規設定が、11件、18筆、20,739平方メートル、2.相対解約(合意解約)による新規契約が、3件、5筆、8,184平方メートル、3.相対期間満了による新規契約が、10件、26筆、29,354平方メートル、4.農地中間管理機構貸借の解約による新規契約が、2件、2筆、3,769平方メートル、5.農地中間管理機構貸借の期間満了による更新(中間⇒中間)が、11件、38筆、40,214平方メートル、一括方式以外で、6.中間から受け手の変更が、3件、3筆、3,469平方メートル、7.契約内容に変更がない権利の移転が2件、7筆、8,414平方メートルとなります。

別添② 添付資料の1ページから2ページを併せてご覧ください。

島原市（農地中間管理機構）に対する承認にかかる農地の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、20名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で第3号議案 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について、問題なしということで、承認することよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第3号議案 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について、問題なしということで、承認することに決定いたします。

議長

……番 …… 委員の入場を求めます。

（…… 委員 入場）

議長

第3号議案は、問題なしということで、承認することに決定しましたので、…… 委員に報告します。

議長

以上で、第31回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。これで、第31回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 3時17分